

相談事例

《相談の内容》

母は8年前に、電話勧誘でサプリメントを勧められ、購入しようと約30万円を払ったが、商品が届かず、業者とも連絡がとれなくなった、という被害にあった。

つい先日、水の販売をしているという業者から電話があり「当社がその時のお詫びをするので、**水販売の事業に600万円出資する契約に名義だけ貸してほしい。謝礼として300万円支払う。**」というので、会う約束をしたらしい。その会社のホームページを見ると問題のある会社には思えないが、信用してもよいだろうか。

「水販売事業の出資契約に名義だけ貸して。多額の謝礼をするから！」この話、信用していい？

《対応の内容》

今回、話をもちかけて来た業者と、過去のサプリメント業者との関係が不明確で、根拠もなく高額な謝礼を提供する話は実現するとは思えません。いくらホームページが立派に見えても、水の販売事業そのものが架空であったり、さらには会社自体が架空のものである可能性もあります。

8年前の契約について知っていることから、過去に被害にあった人を狙った手口と思われることを伝えました。

見守りのポイント

過去に被害にあった人の名簿を利用して、新たな商品の勧誘をする二次被害とされます。**名義を貸すことを了承すると、その契約は成立してしまいます。**契約内容をよく理解せず、**名義貸しをすることは絶対にしてはいけません。**

高齢者には普段から「おいしい話はない。」ということ、また、少しでも「おかしい？」と思ったら一人で判断せずに、周りの人にすぐに相談するように話をしましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111